

発議案第 5 号

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 26 日

提出者 上越市議会議員 上 野 公 悦

賛成者 同 平良木 哲 也

同 同 橋 爪 法 一

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

人によっては収入の2割を超えて重くのしかかっている国民健康保険税(料)は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと、所得が低い若い世代や雇用者にとって生活を圧迫する切実な問題となっています。

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として、全国知事会等との協議の結果、2015(平成27)年以降毎年約3,400億円の財政支援を行っています。しかし、この支援制度導入後も、全国的に国保料の水準は依然として高い水準にあり、全国知事会や全国市長会は、その後もさらに公費を投入すべき旨の要望を行っています。特に全国知事会では、「国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要」と、金額を明示して要望し続けています。

また、各市町村では、国保財政の運営が困難を極め、財政難解消の手立ての保険税(料)の引き上げが新たな滞納を増やし国保財政を圧迫する悪循環を招くとともに、保険税(料)の引き上げを避けるための財政支援が市町村会計の重い負担になっています。全国知事会や全国市長会が財政支援を繰り返し要望しつづけていることは、その証とも言えます。

さらに、国民健康保険には他の保険にない均等割がありますが、特に子どもに関する均等割は子育て支援への逆行にほかなりません。この点では、全国知事会からも強い要望が提出され、2022(令和4)年度からは未就学の子どもの均等割が半分に減額されましたが、依然、大きな負担であることは変わらないばかりか、この減額の財源の国の負担分は50%に過ぎず、各自治体の国保財政においてはさらなる負担となっています。したがって、この点に関しても、よりいっそうの支援が必要です。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、国民皆保険制度の根幹に係わる問題と言えます。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違っただけで保険税(料)の負担が大きく異なるという、あってはならない格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものであり、今すぐにこの違いを是正する必要があります。

以上のことから、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担を抜本的に増額することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日

上 越 市 議 会